

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月29日
【会社名】	株式会社イーグルポイントゴルフクラブ
【英訳名】	該当事項はありません。
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 飯島 敏郎
【本店の所在の場所】	茨城県稲敷郡阿見町福田 1 6 6 8 番地 5
【電話番号】	029-889-5001
【事務連絡者氏名】	業務課 富山 良光
【最寄りの連絡場所】	茨城県稲敷郡阿見町福田 1 6 6 8 番地 5
【電話番号】	029-889-5001
【事務連絡者氏名】	業務課 富山 良光
【届出の対象とした募集（売出） 有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出） 金額】	一般募集 240,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
優先株式	10株	ゴルフ場の利用権及び定款に定める 残余財産の優先分配権付の株式であ り、株主総会における議決権は有して おりません。 単元株制度は採用しておりません。

- (注) 1 平成22年10月6日開催の取締役会決議および平成22年10月22日開催の臨時株主総会の決議によります。
- 2 発行数は、上記取締役会及び株主総会において決議された公募による新株発行に係る募集株式数7株および公募による自己株式の処分に係る募集株式数3株の合計であります。したがって本募集（以下、「一般募集」という。）のうち、自己株式の処分に係る募集は金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込の勧誘であります。
- 3 ゴルフ場の利用権  
当該優先株式を有する株主は、株式会社イーグルポイントゴルフクラブ規約に基づき手続き完了後、株主が個人である場合には個人正会員として、株主が法人である場合には、予め届出る同法人の役職員1名が法人正会員として所定のゴルフ場の施設を利用することができる。
- 4 種類株式の残余財産の優先分配及び議決権
- (1) 当社は、残余財産の分配を行うときは、優先株式1株につき10,000,000円又は払込金額相当額（入会金・名義変更料は含まない）のいずれか高い金額までは普通株式を有する株主に先立ちて分配を行う。
- (2) 優先株式の株主に対しては、前項のほか、残余財産の分配を行わない。
- (3) 優先株式の株主は、株主総会における議決権を有しない。
- (4) 優先株式の株主は、株式の分割および新株式、新株予約権または新株予約権付社債の発行を行うとき、これらの引受権は有しない。
- (5) 当社の優先株式に関する会社法第199条1項の決定については、優先株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しないものとする。
- (6) 当社の優先株式における種類株主総会の普通決議の定足数は総優先株主の議決権の4分の1とする。
- (7) 当社の優先株式における種類株主総会の特別決議の定足数は総優先株主の議決権の3分の1とする。
- 5 株式の譲渡制限  
定款8条に基づき株式会社イーグルポイントゴルフクラブ取締役会が承認した場合のみ可能とする。
- 6 優先株式に議決権のない理由  
当社は、ゴルフ場運営を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とするため、会社法第108条第1項第3号に定める内容（いわゆる議決権制限）について、普通株式と異なる定めをした議決権のない優先株式を発行しております。

## 2 【株式募集の方法及び条件】

## (1) 【募集の方法】

区分		発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当				
その他の者に対する割当				
一般募集	新規発行株式	7株	168,000,000	84,000,000
	自己株式の処分	3株	72,000,000	
計(総発行株式)		10株	240,000,000	84,000,000

(注) 1 当社が直接全株式を募集します。

2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は84,000,000円であります。

3 発行する優先株式のうち3株は、当社の保有する当社優先株式による自己株式処分によるものであり、払込金額は資本組入れされません。

## (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額 (円)	申込 株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
24,000,000	12,000,000	1株	平成22年12月1日(水)から 平成23年3月15日(火)まで	1株につき 24,000,000	平成23年4月1日(金)

- (注) 1 一般募集の方法により行うものとし、第三者割当は行いません。
- 2 (1)に記載のとおり、自己株式の処分3株については資本組入額はありませぬ。
- 2 発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
- 3 本募集は、当社が経営するゴルフ場の正会員となることが条件であり、正会員となるための入会審査を行います。申込期間はゴルフ場への入会申込期間となります。申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所に申込をするものいたします。
- 4 申込みが募集株式数を超過した場合は、ゴルフ場の正会員となるための入会審査を入会申込書の到着順に行った上、募集株式数を上限とし、発行株式数といたします。申込みが募集株式数に満たない場合においてもゴルフ場の正会員となるための入会審査を行い、承認された方の数をもって発行株式数といたします。
- 5 申込証拠金は、後記払込取扱場所にゴルフ場の正会員となることが承認された日から払込期日の前日までに払込むこととし、払込期日をもって払込金に振替充当いたします。
- 6 申込証拠金には利息はつけませぬ。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社イーグルポイントゴルフクラブ	茨城県稲敷郡阿見町福田1668番地5

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 東京営業部	東京都千代田区丸の内1-3-2

(注) 上記払込取扱場所での申込は行いません。

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありませぬ。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
240,000,000	5,000,000	235,000,000

(注) 発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は、一般募集における新株式発行及び自己株式の処分に係る諸費用の概算額及び差引手取概算額のそれぞれ合計額であります。発行諸費用として有価証券届出書等開示資料作成報酬並びに弁護

士報酬及びパンフレット等印刷諸経費並びにWeb関連諸費用の概算合計5,000,000円を予定しております。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額235,000,000円につきましては、コースの改修、クラブハウスの修繕費等の運転資金に充当する予定であります。具体的な使途の内訳につきましては、資金繰りの状況等に応じて決定する予定であります。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
ゴルフコース改修・補修工事費用として	200	平成23年4月～平成28年3月
クラブハウス等建物設備補修工事費用として	35	平成23年4月～平成28年3月

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1．事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第12期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書提出日以後（平成22年6月23日提出）、本有価証券届出書提出日（平成22年10月29日）までの間に生じた変更はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成22年10月29日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2．株式等の状況について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第12期）「第4 提出会社の状況 1株式等の状況（1）株式の総数等」に記載の発行可能株式総数は、平成22年6月21日の定時株主総会決議により下記のように定款が変更されております。

種類	発行可能株式総数（変更前）	発行可能株式総数（変更後）
普通株式	800株	1,000株
優先株式	600株	600株
計	1,400株	1,600株



## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第12期)	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	平成22年6月23日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A 4 - 1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月19日

株式会社イーグルポイントゴルフクラブ  
取締役会 御中

公認会計士邊田会計事務所

公認会計士 邊田 真一郎

公認会計士菊地事務所

公認会計士 菊地 隆

私達は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、私達の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私達は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私達は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私達は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失が発生しており、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況を解消し、又は改善するために前期からの経営計画の実行をしてもなお継続的な営業損失が発生しているため、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と私達との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月22日

株式会社イーグルポイントゴルフクラブ  
取締役会 御中

公認会計士菊地事務所

公認会計士

菊地 隆印

公認会計士武藤会計事務所

公認会計士

武藤 浩司印

私たちは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、私たちの責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私たちに財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。私たちは、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私たちは、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イーグルポイントゴルフクラブの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は継続的な営業損失を計上している状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が財務諸表に添付する形で別途保管しております。

2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。